

法教育推進協議会

第54回会議 議事録

第1 日 時 令和7年3月4日（火） 自 午後4時00分
至 午後5時45分

第2 場 所 法務省第一会議室（20階）

第3 議 題 （1）各種報告
ア 令和5年度における法教育授業等の実施件数について
イ 法教育に関する広報活動について
ウ 高校生向けデジタル教材企画検討部会の活動状況について
（2）協議事項
法教育の普及・促進に向けた令和7年度以降の取組事項について

議

事

太田座長 定刻となりました。まだお見えになっていない方もおられるかもしれませんが、第54回法教育推進協議会を開催させていただきます。

オンラインで御出席の方はカメラをオンにしてくださいようお願いいたします。

本日は寒い中、皆様御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、事務局から本日の発言方法について御説明をお願いいたします。

奥村官房付 事務局の奥村でございます。それでは、本日の発言方法について御説明させていただきます。法務省、この会場に御参集の皆様におかれましては、御発言をされる際は挙手をお願いいたします。オンラインにより御出席されている皆様におかれましては、挙手ボタンを押していただくか、画面上に見えるように手を挙げるなど、御発言の意思表示をしていただきますようお願いいたします。挙手を確認しましたら、座長からお名前をお呼びしますので、呼ばれましたら御発言をお願いいたします。なお、発言者を明確にするため、御発言の最初にお名前をおっしゃっていただき、その後、御発言いただきますようお願いいたします。

発言方法の説明は以上でございます。

太田座長 どうもありがとうございました。

続きまして、議事に先立ち、法務省大臣官房司法法制部の松井部長から委員の皆様へ御挨拶がございます。よろしくお願ひします。

松井部長 司法法制部長の松井でございます。協議会の開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては御多忙にもかかわらず御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より法教育の推進に御尽力いただき、重ねて御礼を申し上げます。

本協議会では、法律や教育の専門家をはじめとする各界の有識者に御参加いただき、大局的な観点から法教育を推進するための大きな方向性を示していただきました。近時、成年年齢や裁判員対象年齢の引下げといった法や司法制度に関わる社会の変化を受けて、特に若年者に対する法教育の重要性はますます高まっております。また、若年者に対する法教育の充実強化に向けて、学校現場におけるICT化などの環境変化を踏まえた上で、学校現場のニーズに沿った検討を行うことが引き続き重要であると考えております。さらに、法教育の担い手である学校教員の皆様の御負担を軽減しながら、持続的に法教育を実践していただけるよう、法務省をはじめとする各関係機関の連携強化、体制整備も必要不可欠であります。

法務省としては、このような社会の変化に対応し、法教育の一層の充実を図るため、今後も必要な取組を積極的に進めてまいりますので、引き続き委員の皆様への御指導を頂ければ幸いです。本日も委員の皆様から忌憚のない御意見を頂きたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

太田座長 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは早速、議事に入ります。お手元の議事次第を御覧ください。本日は大きく二つございます。一つ、事務局等からの各種報告及び質疑応答、二つ、令和7年度以降の取組事項についてを予定しております。

配布資料は議事次第に記載のとおりです。資料の内容については、各議題の説明時に事務局から併せて説明させていただきます。お手元の資料に不足等がございましたら、事務局までお声掛けくださるか、挙手ボタンをお願いいたします。

なお、本日の配布資料及び議事の内容につきましては、従前と同様、法務省のホームページにおいて公開させていただく予定です。あらかじめ心置きくださるようお願いいたします。

それでは、最初の議題に入ります。一つ目の議題は、事務局等からの各種報告です。本日は3点御報告がございます。

まず、一つ目の報告事項、令和5年度における法教育授業等の実施件数についてです。

当協議会におきましては、各機関、団体等の法教育に関する取組状況を共有していただくことは、法教育の広がりを知る上で大変重要であると考えておりますことから、参加いただいております各機関、団体における法教育授業等の1年間の取組状況を報告いただき、情報共有を図っております。令和5年度における法教育授業等の実践件数につきましては、前回の会議にて法務省、最高裁判所、日本司法書士会連合会から御報告を頂いたところです。今回の会議では、集計のタイミングの関係で前回御報告いただけていない日本弁護士連合会の取組状況について、張江委員から御報告をお願いしたいと思います。また、今回から日本司法支援センターにおける取組状況についても御報告いただけることとなりましたので、近藤委員から御報告いただきます。

では、まずは張江委員から御報告をお願いいたします。

張江委員 張江です。資料1を皆様、御覧いただければと思います。令和5年度の学校等への会員派遣の実施件数ということで、こちらの一覧を御提出させていただきました。口頭で1点、補足させていただこうと思います。茨城県弁護士会と3枚目の旭川弁護士会で実施件数が入っていて、派遣弁護士数も入っているんですけども、参加生徒さんの人数がゼロとなっていて、これは、実施した弁護士が、法教育の授業に行くと、何人の生徒を対象にしたかというのをチェックして帰ってくるんですけども、それをチェックせずに帰ってきたために、担当の弁護士会の事務局の方で人数が把握できていないということなので、参加生徒がゼロだということではないというところを補足させていただければと思います。

以上になります。

太田座長 どうもありがとうございました。

続きまして、近藤委員から御報告をお願いいたします。

近藤委員 日本司法支援センター、法テラス本部の総務部長をしております近藤と申します。

私の方からは、法テラスで取り組んでおります法教育事業等の実施状況について御報告申し上げます。

法テラスは平成18年10月に業務開始以降、利用者からの問合せ内容に応じて、法制度情報や、関係機関団体等の相談窓口に関する情報を無料で提供する情報提供業務を行っております。それとともに平成22年度以降、情報提供業務の一環としまして法教育に取り組んでおります。全国にある法テラスの地方事務所において、多様な法教育の取組を行

っている状況です。

資料2-1を御覧ください。こちらは、令和元年度以降の法教育事業等の実施件数や参加者数を記載いたしております。※を書いておりますが、令和4年度以降は一般市民向け法教育と関係機関向け関連事業と分けて統計を取っております。令和3年度以前のデータと横並びになるものとしては、一般市民向けの法教育のデータになります。令和元年度から令和3年度にかけては、これはコロナ禍の影響ですが、実施件数などが減っておりますけれども、令和4年度に持ち直して、現在、増加の傾向にあるということがお分かりいただけるかと思えます。

法テラスは独立行政法人の枠組みで設立されておまして、毎年、第三者機関である日本司法支援センター評価委員会から業務実績等の評価を頂いております。その評価の対象としまして、法教育事業等の実施件数をどのようにカウントするのかということが令和4年度を境に変わったということがございます。令和3年度までは関係機関向けの取組、例えば、関係機関で働いておられるケアマネジャーさんに対して法律講座などの取組を行ったといったしましても、これは法教育ではなくて関係機関連携という別の項目で評価されるということになっておりました。ただ、関係機関の職員の方への啓発を通じて間接的に一般市民の方への効果も期待されますので、令和4年度からは、この関係機関向けの取組を法教育事業の関連事業と捉えまして、関係機関向け関連事業のデータという形で取り始めたという経緯がございました。こちらを合わせまして法教育事業等として法テラスでは捉えております。

法テラスの法教育事業等の具体的な取組内容ですが、一般市民向けの講演会、図書館や大学、専門学校との共催による法律講座、法テラスに勤務するスタッフ弁護士を講師として学校に派遣しまして出前授業を行う、あるいは矯正施設での講話など、全国各地の地方事務所において多種多様な企画を立案、展開しております。また、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症対策を目的としまして、オンライン形式による企画も行うようになり、現在も継続している状況です。

具体例としまして、資料2-2を御覧ください。こちらは令和6年1月になりますが、法テラス神奈川におきまして実施しました法教育事業となります。ごみ屋敷問題をどのように解決していくのかという難しいテーマを、演劇を通じて分かりやすく一般市民や関係機関職員の方々に伝える法テラス劇場と題する企画などを行いました。参加人数238名とたくさんの方々に御参加いただき、参加者からの声にございますように、本当に頼ってよいのだと司法を身近に感じたというようなお言葉も頂いております。また、このようなイベントを関係機関と連携して行うことで、連携関係の強化にもつながるものと考えております。この資料に参考としまして2次元バーコードを掲載させていただいておりますが、YouTube上におきまして、法テラス神奈川のこの法テラス劇場を含む法教育動画や法教育イベントの動画を公開しておりますので、御覧いただければ幸いです。

法テラスは全国に地方事務所を有し、積極的に自治体や関係機関との連携関係を構築しているという強みを生かし、今後も法教育事業等に取り組んでまいりたいと考えております。報告は以上となります。

太田座長 どうもありがとうございました。

以上の二つの御報告について、御質問等がある方は挙手をお願いいたします。

高橋委員、お願いいたします。

高橋（文）委員 司法書士会、高橋です。弁護士会の御報告ありがとうございました。これを拝見すると、大学での取組が幾つかあるようですが、例えば学部であったり学年であったり、その辺の内容が分かれば教えていただきたいです。

張江委員 ありがとうございます。私自身が所属しているのが第二東京弁護士会なので、第二東京弁護士会の事情しか分からないんですけども、第二東京弁護士会は専修大学法学部の方と毎年法教育の事業をやっておりまして、法教育プロジェクトというものが学内にあって、それを法学部が主催されていて、法学部の学生さんを対象に実施しております。他会のところはちょっと分からないですけども、聞いているところによると、法学部もしくは教育系の学部の方のところに行かれているというような話は聞いております。

高橋（文）委員 ありがとうございます。もう1点よろしいでしょうか。

太田座長 どうぞ。

高橋（文）委員 法テラスの取組の御報告ありがとうございました。法テラスが直接なさるのではなくて、例えば情報提供業務の一つで、各地方事務所の地域で、弁護士会だったり、司法書士会だったり、いろいろな法教育事業の情報を集めて発信するというような発想はおありになりますか。

太田座長 近藤委員、お願いします。

近藤委員 法テラスにおいて、例えば弁護士会や司法書士会の取組んでおられる法教育事業を毎回把握しているというわけではございませんので、共催する形で、例えば弁護士会の弁護士に法テラスの方からお声掛けをして法テラスで行う取組の中で講演をしていただいたりとか、そういうことはございますが、直接に弁護士会や司法書士会の事業を法テラスで把握して発信するということは、現時点ではいたしておりません。

高橋（文）委員 そうですか。要望として、是非お願いしたいと思っております。

太田座長 よろしく申し上げます。

ほかに御質問やコメント等ございましたら、挙手でお願いいたします。

どうもありがとうございます。以上で第1点は終わりました、次に、二つ目の報告事項、法教育に関する広報活動について、事務局から御報告をお願いいたします。

江原部付 事務局の江原でございます。令和6年度における法教育に関する広報活動について御報告いたします。

まず、本年度当部が特に注力しました外部の事業者等との連携による広報活動について、3点御報告いたします。

1点目は、株式会社小学館が運営しているウェブメディア「みんなの教育技術」へのタイアップ記事の掲載についてでございます。資料3-1及び3-2を御覧ください。「みんなの教育技術」は、主に小学校教師のための教育情報を発信されており、ウェブになる前の専門誌時代を含めると90年以上の実績を有する国内最大級の教育情報メディアです。このサイトの「知っておきたい教育用語のコーナー」に法教育の概要を掲載した上で、それとは別のコーナーで、法教育教材や出前講座、セミナー等のイベントを網羅的に紹介するという形で、合計二つの記事を掲載しました。「みんなの教育技術」は小学校教員に特化したメディアでございますが、小学校における法教育授業の充実が期待できることはもちろんのこと、小学校教員以外の層への訴求も期待しているところです。本サイトのユー

ザーは100万人以上であり、これは全国の小学校教員数40万人を大幅に上回るものであることから、今述べましたような効果も見込んでおります。

2点目は、メディア関連として日本教育新聞社との協力企画について御報告いたします。日本教育新聞社とはこれまでも法教育セミナーの取材等で接点があった中で、今回、同社に法教育の広報に関する助言を求めたところ、同社から日本教育新聞紙上における各種企画を御提案いただいたものです。その企画の初回である法務大臣インタビューが3月10日号に掲載される予定となっております。鈴木法務大臣が法教育の重要性を語る内容となっておりますので、是非御覧いただければと思います。なお、その他の企画についても現在調整中ではありますが、同社からは法教育に関する記事を連載したい旨の申出も頂いておりますので、引き続き本取組を実施してまいります。委員の皆様におかれましても、取材を受けていただけますとか、企画のアイデアがございましたか、もしそういったことがございましたら、事務局まで御連絡いただけますと幸いです。

3点目は、お笑い芸人、オシエルズとのコラボ企画でございます。まず、オシエルズさんについて簡単に御紹介いたしますと、二人組のお笑い芸人で、かつお二人とも大学の非常勤講師で、小・中・高校への出前授業を年間150回以上行っているらしいです。出前授業のテーマは、いじめやコミュニケーション能力の向上、職業選択、労働法規等、多岐にわたり、これらを漫才やコントを交えて子供さんたちに伝えていらっしゃる。このように子供を引きつけるスキルを持つオシエルズさんに力をお借りして法教育への関心の高まりにつなげたいということで、オファーをこちらからして、快諾を頂きました。オシエルズさんとのコラボに当たりましては、やはりお笑いがメインになるということで、動画を制作することとしました。動画の内容は、主に法教育とはどのようなものであるかということを中心に漫才形式で展開するもので、現在5本ほどを制作中です。このほか、オシエルズさんには、日本教育新聞紙上での現職教員や法曹資格者との対談や、法教育セミナー等での講演などの企画について前向きな回答を頂いているところであり、今後も連携していきたいと考えております。

ただいまから、制作中の動画の一部ではございますが、委員の皆様サンプル動画を御視聴いただきたいと思っております。お手数ではございますが、オンラインで御参加いただいている委員の皆様におかれましては、通信の負荷を軽減するため、一度カメラをオフにさせていただきますようお願いいたします。

(動画視聴)

ありがとうございました。オンラインで御参加いただいている委員の皆様はカメラをオンにお戻しく下さい。

御視聴いただいたとおり、これまで法教育を知らなかった子供たちにとって、楽しみながら法教育のエッセンスに触れることができるものとなったのではないかと考えております。

外部の事業者等との連携による広報活動は以上でございます。

広報活動は継続的に積極的に行っておりますことから、続きまして、主な活動として、そのほかの4点を御報告いたします。

1点目は、ハウリス君パネルでございます。参考資料1を御覧ください。ハウリス君パネルとは、ハウリス君をかたどってパネル化したもので、サイズは縦横どちらも約90セ

ンチです。これはイベントなどにおける案内板としての使用に加え、法務省に来られた方が気軽にハウリス君と写真撮影ができれば、法教育の認知度向上の一助になると考え、導入したものです。ふだんは法務資料展示室に設置しておりますが、こども霞が関見学デー等のイベントの際には出動し、親子連れの方々に特に御好評いただいております。

2点目は、法教育展示ブースの設置でございます。こちら参考資料1の後半を御覧ください。法務省赤れんが棟にあります法務資料展示室の入口手前に、法教育展示ブースを新たに設置いたしました。法務資料展示室には年間約1万人が来場されていることから、この来庁者をターゲットとして広報効果を狙ったものです。ブースには既存のリーフレットなどをパネル化したもの計7枚の設置と、リーフレット等の配布を行っております。また、記念写真撮影コーナーも設け、前述のハウリス君パネルを設置しております。今後も来場者の反応を踏まえつつ、ブースの充実を図ってまいります。

3点目は、新たなハウリス君グッズの製作についてでございます。引き続き、参考資料1を御覧ください。広報グッズは従前からエコバッグ、クリアファイル、シャープペンといった実際に使っていただけるものを製作し、使う方のみならず、その周りの方々への波及効果をも狙いとしていたところ、今年度は更に利便性の高いグッズを製作したいと考え、消しゴム、アクリルキーホルダー、紙クリップ、ハンカチを新たに調達いたしました。また、ハウリス君の起き上がりこぼしの製作を企画し、現在生産作業中です。これは、福島刑務所が刑務所作業製品として当省保護局のキャラクターホゴちゃんの起き上がりこぼしを製作していたことから、同刑務所にハウリス君を提案し、実現したものです。こちらは有料となりますが、年度内に販売を開始すると聞いております。このほか、本年度は民間企業に対するハウリス君のPRを強化しており、その結果、複数の事業者からハウリス君シールや、ハウリス君ガチャガチャなどとして製品化したいとの反響を頂いております。こちら現在、企画進行中です。

最後4点目は、法教育リーフレットの改訂についてでございます。資料4を御覧ください。法教育リーフレットにつきましては、平成25年に法教育推進協議会において作成し、令和元年に現在のリーフレットのデザインに刷新しておりますが、その後作成した教材であるもぎさい教材や高校生向けリーフレットが未掲載となっていたことから、今般その内容を資料4の4ページ、5ページに追加したものでございます。

事務局からの報告は以上です。

太田座長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告について御質問がある方、また、御所属の機関における広報活動の好事例等がある方は、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

高橋委員、お願いいたします。

高橋（直）委員 中央大学の高橋でございます。御紹介いただいた中での資料3ですかね、「みんなの教育技術」のタイアップ記事なんですけれども、私は余りそういうのに詳しくなくてあれなんですけど、これはアクセス数とかがカウントされるような仕様になっているのでしょうか。もしそうなっているのであれば、どのぐらいアクセスがあるかとかというのをちょっと御紹介いただくと、どのぐらい利用されているのかというようなことが分かって、いいかなと思ったので、ちょっと御質問させていただいた次第です。

太田座長 よろしく申し上げます。

江原部付 事務局から回答させていただきます。申し訳ありませんが、アクセス数等を取っておられるかどうかはこちらでは把握しておりません。御回答できなくて申し訳ありません。

高橋（直）委員 可能であれば、どのぐらい利用されているかが分かる方が便利かなというふうに思いましたので、御検討いただければ幸いです。

江原部付 確認させていただきます。

太田座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

私の方から一つよろしいでしょうか。グッズなんですけれども、来年度からコンピューターベースド・テスト、C B Tが始まったり、タブレットをもう既に配布等しているので、それに関連したグッズ、マウスというのはちょっと無理かもしれませんが、何か壁紙とか、そういうものも考えられるかなとちょっと思った次第です。

以上です。

江原部付 ありがとうございます。現在検討の中には入っていなかった大変貴重な御意見を頂きましたので、これから検討していきたいと思えます。

太田座長 ありがとうございます。

ほかに御意見等、あるいは事例報告等ございましたら。

小貫委員、お願いいたします。

小貫委員 埼玉大学の小貫でございます。ありがとうございました。日本教育新聞の話で、ちょっとお聞きしたいなと思っておりまして、これは結構、学校現場の先生方、管理職の先生をはじめとして、読まれている人がいるかなというふうに理解しているところです。それで、ウェブの方にこういった連載みたいなものが載る可能性があるのかどうかということがもし分かれば、教えていただきたいなというふうに思っています。ウェブも載ると、より普及効果があるのかなというふうに思ったので、ちょっとお聞きしました。

太田座長 江原様、よろしく申し上げます。

江原部付 事務局からお答えいたします。オンラインの方にも掲載していただく予定となっております。

小貫委員 ありがとうございます。

太田座長 ありがとうございます。

ほかに御質問ありますでしょうか。

高橋委員、お願いいたします。

高橋（文）委員 せっかく参考資料で準備していただいたものの紹介ですが、参考資料2に、司法書士会で各地で行われている、右上に会の名前が入っていますけれども、親子法律教室という事業を、連合会で作成した「解釈のちから」という紙芝居形式の教材を使って学校単位ではなく地域単位で、小学校4年生を中心としたお子さんと、その父母に参加してもらって取り組んでおり、その広報用チラシなどを参考資料として提出しましたので、ご覧ください。

以上です。

太田座長 ありがとうございます。大変興味深いお取組だと思えます。

ほかに御意見や実践例、コメント等ございましたら、お願いします。

齋藤委員、お願いします。

齋藤委員 東京都教育庁の齋藤と申します。ありがとうございます。私は学校教育の立場ですので、学校の授業として行うという場合にこういう教材をどのようにするといいいのかというような視点で、一つ意見として述べさせていただこうと思います。

学校が今、働き方改革の観点からも、大変な負担があるということは様々な報道でなされているとおりで。なので、こういったリーフレットを御用意いただけることは大変有り難いなと思っている一方で、授業で扱うときには、教科の学習内容に位置づけていただくようお願いしたいなと思います。例えば、家庭科の授業であれば家庭科でカウントできるようにするなど、どの教科の授業で扱うといいいのかというようなことを位置づけていただくと学校で使ってもらいやすいのかなと思います。これは、放課後とか教育課程ではないところでやる場合には特に必要はないですので、一言申し述べさせていただきました。

以上でございます。

太田座長 ありがとうございます。事務局の方でリアクションがございましたら、江原様。

江原部付 貴重な御意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

太田座長 そうですね、指導要領との関係でも、教育内容に組み込まれないと時間を取るのが大変理由が付けにくくなってしまうという恐れもございます。ありがとうございます。

猪瀬委員、お願いいたします。

猪瀬委員 猪瀬です。今、教育技術の方へ記事を載せていただいたというお話を伺って、本当に学校の先生方はすごくいろいろなところから情報を得ていらっしゃるの、こういった教育雑誌って実はたくさん書店に行くときと並んでいるのを見るので、社会科の先生方の多分雑誌もあるでしょうし、いろいろな分野でこの法教育を認知する人が増えてくるような、この取組はすごく学校の先生方への広がりがあるのではないかなというふうに、すごく期待をしておりますので、是非こういった雑誌とのタイアップというんでしょうかね、あるいは新聞等の記事の投稿というんでしょうか、連載というんでしょうか、そういったものを是非続けていただければなというふうに思いました。

以上です。

太田座長 ありがとうございます。その方向で来年度以降も進めていただければと思います。

ほかに御意見、コメントありますでしょうか。

比嘉委員 日本PTAの比嘉です。よろしく申し上げます。広報活動をたくさんされていて、よいと思いました。自ら情報を取りに行かない子供たちに根づいていかなせるためには、テレビCMやネットを利用して短めの動画も活用すると、子供たちの頭には否応なしに残っていくと思いました。それが最善かどうかは別としても、自ら取りに行く作業ができない子供たちも含めて、何かそういったものも検討されると、そこから興味を持っていろいろな情報を取りに行く形になると思いました。その辺あたりも広報活動として考えていただければと思います。

太田座長 ありがとうございます。もし、江原様、ありましたら。

江原部付 事務局から回答させていただきます。今後の広報活動、これからもいろいろと広く考えていこうと思っておりますので、今の御意見も参考にさせていただこうと思います。ありがとうございます。

太田座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ありがとうございました。では、本日裁判所における広報活動について吉岡委員から御紹介を頂ける予定でしたが、吉岡委員が欠席されておりますので、事務局の方から代読で御紹介をお願いいたします。

江原部付 事務局の江原です。代読させていただきます。

裁判所の広報活動は、最高裁が実施するものに加え、各地の下級裁判所が地域と一体となり趣向を凝らして実施しております。最高裁で実施している広報活動の例としては、広報誌「司法の窓」の対談企画にお笑いコンビなど著名人を起用したり、毎年8月頃に実施している最高裁、法務省、日弁連共催の「法曹という仕事」において、最高裁判事から、法曹を志したきっかけや仕事の魅力に触れつつ、高校生に向けたエールを送る動画を上映するなどしています。下級裁判所の取組は多岐にわたりますが、例えば、県公認のゆるキャラとのコラボ企画、スタンプラリーを実施するなどしています。

また、裁判員関係広報として、地元のプロスポーツチームとのコラボとして、サッカー選手が裁判員役となる模擬裁判の実施、地元交響楽団のバイオリニストによるミニコンサートとのコラボ、裁判員15周年企画として、裁判員制度についてのキャッチフレーズを募集して裁判員経験者と共に賞を決定するなどしたほか、民放キー局への裁判官の出演を含め、外部機関が主催するイベントに参加するなどもしております。

以上です。

太田座長 どうもありがとうございました。

次に三つ目の報告事項に進みます。これは高校生向けデジタル教材企画検討部会の活動報告についてです。

まずは、事務局から活動状況の御報告をお願いいたします。

江原様、お願いします。

江原部付 事務局の江原でございます。高校生向けデジタル教材企画検討部会の活動について御報告いたします。

まず、本部会の概要を簡単に説明させていただきます。資料5の高校生向けデジタル教材企画検討部会設置についてを御覧ください。この部会は、高等学校用の冊子教材に対応する視聴覚教材が未作成であることや、GIGAスクール構想に基づいて学校現場のICT化が進む中で、これに対応した教材を提供する必要性があることなどを踏まえ、令和5年3月の第50回協議会において部会の設置が決定され、令和5年5月から活動を開始したものです。

資料の別紙のとおり、部会委員として高等学校の教員、法学研究者、教育学研究者、法律実務家といった方々をお迎えし、既存の高校生向け冊子教材の内容を生かす形で、学校のICT環境を最大限利用した教材形式の在り方や、その内容などについて、部会委員の皆様にご意見を頂きながら教材作成を進め、昨年度、既存の冊子教材のうち、ルールづくりの分野から、「合意形成を図ろう～どこに橋を作るべきか～」、私法と契約の分野から「『桃太郎』における桃太郎とサルとの間の契約」の題材をそれぞれ選定し、法教育ポータルなどで利用できる教材として完成いたしました。

次に、本部会の今年度の活動状況を御説明いたします。令和5年度制作教材の試行授業

実施調査と、民事裁判を題材とする教材の新規制作を行いました。まず、令和5年度制作教材の試行授業実施調査について説明いたします。この研究は、昨年度制作しましたルールづくり及び私法と契約の教材や、法教育ポータルについて、その学習効果や利便性などに関する学校現場の意見を幅広く収集し、その意見を踏まえて、法教育ポータルのマニュアルのブラッシュアップや本年度制作教材への反映などを行うことで、教材をより実践的で活用しやすいものとするを目的として実施しました。

具体的には、実際の学校現場においてテスト用の法教育ポータルを使用した授業を行っていただいた上で、教員や生徒にアンケートを実施いたしております。授業をするに当たっては、国公立、私立といった設置主体や地域に偏りがないように留意し、六つの高等学校を選定しました。6校のうち3校がルールづくりを、3校が私法と契約の教材を使用し、また、学年は4校が1年生、2校が2年生でした。アンケート結果を拝見しますと、キャラクターや話すスピードがちょうどよくてよかった、いろいろな人と意見交流できるし、思考力の向上につながる、こういった教材を使用しての授業はとても楽しかったという意見、感想がありました。この調査結果は現在、受託業者において実施報告書を作成中です。今月中に納品される予定ですので、追って法務省ホームページに公開いたします。

次に、本年度制作の教材について説明いたします。既存の冊子教材の紛争解決・司法の分野から、「民事裁判・けがの責任をめぐって」の題材を選定しました。この題材は、不法行為の事例を通じて裁判と和解手続の特徴を学びつつ、法に基づいて紛争を解決する力を養うことを目的とするものです。部会においては、例えば、和解の方が優れた解決方法であるなどと動画によってバイアスがかかることのないように、表現ぶりに細心の注意を払いつつ、できる限り易しい言葉を用いるなどして、作り込みを行いました。また、この教材につきましても、本年1月以降、3校において試行授業を実施しまして、そこで得られた御意見についても反映して修正を終えております。

以上の工程を経て完成しました教材につきまして、一部ではありますが、これから委員の皆様にご覧いただきたいと思っております。また、お手数ではございますが、オンラインで御参加いただいている委員の皆様におかれましては、通信の負荷を軽減するため、一度カメラオフにさせていただきますようお願いいたします。

(動画視聴)

御視聴いただく内容は以上になります。オンラインで御参加いただいている委員の皆様は、カメラをオンにお戻しください。

今見ていただいたのが導入から動画の前半になり、この後、クリステルさんに過失があったかどうかについてのワーク、さらに後半で和解をテーマにした動画を見ていただいた後、さらにその和解案の内容を考えるワークを行うという流れになっております。この教材は、試行授業を実施いただいた教員、生徒の双方から御好評いただいております。デジタル教材企画検討部会の委員皆様の御尽力の結果、大変分かりやすい教材になったのではないかと考えております。今後は本教材の周知広報に注力すべく、引き続き法務省において取り組んでまいります。

事務局からの報告は以上です。ありがとうございました。

太田座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告について、御質問等がある方は挙手をお願いいたします。いかがでし

ようか。

私の方から一つよろしいですか。今の論理展開は、要件事実論を当然に分かっていれば分かりやすいけれども、それを知らないで、どうしてそういう論理展開になるのかが分からないんですけれども、それを教師が事前に説明するような形になっているのでしょうか。江原部付 事務局から御回答いたします。詳しい法律論的な内容を御説明いただくようにはなっていないんですが、今動画で出てきましたような、過失とは何なのかといったことをかみ砕いたような内容はワークにも入っております、それを前提に考えていただくという形式になっております。

太田座長 分かりました。もう一つ、私の方からよろしいでしょうか。

一つのトピックというか議論から次に行くときに、一回止めて、生徒さんたちに、どちらが正しいと思うとか、どこが問題だと思うというような形のポーズがあるといいかなと思っただけなんですけれども、そのポーズというのはちゃんと使やすくなっているのでしょうか。

江原部付 事務局から御回答いたします。試行授業でも、どのような構成で行うかというのは、それぞれ実施された教員の方々によって多少異なっております、そのあたりについては、授業の構成を考える教員の方々にお任せする形になっております。

太田座長 そうすると、サンプルというか、こんなやり方がありますよというのを複数、ここで止めて聞いたらどうですか、というのはないわけですね。

江原部付 そうです。

太田座長 ほかに御質問等ございますでしょうか。

比嘉委員 日本PTAの比嘉です。教材として、すごく分かりやすいと思いました。ただ、これが現実的に起こった場合って、行き着く先って、その人たちのいろいろなことが加味されていくと、もう100件あれば100通りの回答になっていくと思うんですが、今まだ途中までだったので、そのあたりもやはり生徒さんや先生たちというのは、そういった方向も考えて、この教材を利用していくということになるのでしょうか。

太田座長 事務局、お願いいたします。

江原部付 事務局から回答いたします。実際、教材を使っただけで、正解はないという前提で作成されておまして、どちらの結論にもつながる事情を含んだものになっております。試行授業をしていただいた後、アンケートに答えていただいているのですが、実際に回答いただいた生徒さんたちの回答も千差万別といたしますか、過失ある、ないについても回答が分かれておりました。

以上でございます。

比嘉委員 ありがとうございます。

太田座長 よろしいでしょうか。

関連して、私の方から質問したいんですけれども、二つありまして、一つは、例えば遊具に瑕疵があったとか、老朽化していただとか、そこらあたりの事実関係の探求とかいうのを生徒とかが言い出したときに、どのように対応するのでしょうかというのが一つ。もう一つは、工作物の設置、管理の瑕疵が市の側にあるとしたら、当事者が違ってくるんですけれども、そういう場合はどう対応するのでしょうか。

江原部付 事務局から回答いたします。1点目ですが、教材の中ではあえてどのような遊び

方をしたかといったところには詳しくは言及しない形になっておりまして、そこについては生徒さんの方で自由に考えていただいてよいという構成になっております。

2点目については、今回の教材の中にはちょっと方向性としては含まれていないものになってしまうんですけども、御意見として出たときには、そういった自由な発想も含めて議論していただくという形になるのではないかと思います。

太田座長 ありがとうございます。

ほかに御質問等ございますでしょうか。

小貫委員、お願いいたします。

小貫委員 埼玉大学の小貫です。基本的にはこのデジタル教材も、冊子教材とセットでやるという理解でよろしいでしょうか。というのは、随分前ですけども、冊子教材に私も関わらせていただいて、私の前任校でやったものをベースにこの教材を作ったなと思い出していたところです。そのときに、「要件・効果」の思考枠組みについては生徒に事前に教えた上でこの授業をやった記憶があります。それでもなお、生徒たちは、そもそも過失って何なのか分からないということがありました。なので、民法709条という条文がこの冊子には出ていますけれども、ここが、例えば権利侵害、侵害ってここに当たるんだよとか、予見可能性、回避可能性といった、ああいった話をウェブで分かりやすく示してあげるとかというふうにすると思います。

太田座長 ありがとうございます。江原様の方から、もしコメントがございましたら。

江原部付 事務局から回答いたします、作成しましたデジタルコンテンツをどう提供していくかなどについては現在検討中でありまして、今言っていたような貴重な御意見も参考にしながら考えてまいります。ありがとうございます。

太田座長 ありがとうございます。

大山委員、お願いいたします。

大山委員 この間、勤務学校で「論理国語」の授業を参観する機会があったんですけども、夫婦別姓についての賛否を、法的根拠を明確にしながらいろいろ調べてプレゼンするというグループワークでした。協議会は法律の専門家の皆さんが集まっていられるので、許し難い方向なのかもしれませんが、例えば、夫婦別姓に賛成だったら夫婦別姓について強制する法律を作ればいいじゃん、という一方で、いや、そんなこと言うけれども、夫婦別姓が嫌な人はどうするんだというような議論は当然起こるんですけども、一番面白かったのは、法的根拠を明確にしろということを担当教員が言ったものですから、夫婦別姓についてはいろいろな世論調査とか、公的に信用の置けるような調査資料というのはいっぱいあるんですけども、法的根拠だけというふうに限定されてしまったので、生徒たちは逆に、こういう法律があったらいいよとか、立法者である国会議員人たちの間の議論は今どうなっているんだろう、みたいなこともいろいろ話をしていたんですけども、結構生徒は自由にやるんですよ、先生が余り規制をかけないで支援に徹すれば。そこで思ったんですけども、やはり高校企画部会のメンバーを見ても、例えば東京都の教員が二人入っているんですけども、公民科なんですよ。ところが、今の話って「論理国語」じゃないですか。大体こういう法の話というと家庭科の教員か公民科の教員になるんですけども、例えば国語科の教員も入れるとか、もうちょっといろいろな目から見て法教育というのを考えた方がいいのかなと思っているのと、やはり法教育といった場合に

司法がどうしても中心になってくるというところがあるんですが、立法というところで、要するに、自分たちの社会課題を解決するのにこういう法律が必要だから、こういう法律を作ってみるとか、そのときに当然、いろいろな利害があるから配慮しなければいけないとか、それから論理性が明確になっていないと法として通用しないとか、もうちょっと立法的なところに目配りしながら法教育って考えていいのかなと思っています。以前は東京都教育委員会なんかでも、法教育というと法律だけに関わることになってしまうから、「法に関する教育」という言い方をしていたんですけども、逆に今は、法律を自分たちで作ることで法について考えるという、言わばど真ん中といいますか、そういったところも必要ではないかなと思って、やはり法律の専門家だけで考えられることって多分限界があるんだろうなという、自分自身も反省しながら思っているところなんですけれども、今後もまたこういう協議会が続いたり、また高校生向けの企画が続くのかどうか分かりませんが、恐らく小学校、中学生でも、自由にこういう法律を作ろう、みたいなことをできるのかなと思っていて、そういう方向性で今後考えていただければいいかなと思った次第です。

以上です。

太田座長 どうもありがとうございます。事務局、江原様。

江原部付 貴重な御指摘ありがとうございます。今後の取組の参考にさせていただきたいと思えます。

太田座長 張江委員、お願いいたします。

張江委員 日弁連の張江です。この教材を拝見していて、1点気になった点がございまして、過失というのは評価ですので、事実を評価して過失まで認定に持っていくというところの論理展開がこの教材に説明されているのかどうかというところを教えてくださいたいのと、もしそういう説明がないのであれば、それを入れてあげないと、子供たちはツールミンモデルですとか三段論法とかを使って結論を導くんだという体験にならないので、法的な思考というところがちょっと欠けてしまうのではないかとこのところが危惧されたんですけども、いかがでしょうか。

太田座長 江原様の方からお願いします。

江原部付 事務局から御回答いたします。おっしゃっているとおり、事実と評価は違うので、できる限り教材の中で、背景となる事実とそれに対する評価というのは分けて捉えていただけるように鋭意努力したとは考えているところですが、そういった御指摘も踏まえて、今後また教材を作成していく上での参考にさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

太田座長 ありがとうございます。私もちょっとそれは同感でございまして、司法の説明で、法を適用して判断をとあって、事実を認定するとか、被告人が有罪か無罪かをまず確定するというのがきれいに欠落していたような気がしたので、少し気になったところですが、ほかにはございますでしょうか。

では、一つ僕の方からコメントというか、将来に向けてなんですけれども、先週、日司連のシンポジウムで司法書士になろうというのがありまして、そのときに気付いたんですけども、その場でアンケートとかポートをすると、ポートというのは投票すると、それがメンチメーターとか、あるいはグーグルアンケートというのがありますけれども、その

場で数が出るんですね。そうすると授業の最中も、割と今のは一方通行的なので、例えば、この段階であなたはどちらかというのをその場で携帯で押せば多数決みたいな、みんながどう考えているかが分かる、それがどう変化したかが分かるとか、あるいは複数選択肢のときには、どれにみんなが何人賛成して、というようなことが組み込まれていると、もっとインタラクティブに使えるのかなというので、将来もし予算等が付いてこういう企画ができるのであれば、そういうことも。というのも、我々、シンポジウムを聞いていて非常に引き込まれてしまったものですから、きっと生徒さんもそうかなと思った次第です。ただのコメントです。

江原部付 ありがとうございます。いわゆるツールといいますか、使用する道具については、試行授業でもいろいろと御意見いただいているところでありまして、今検討もしているところなので、今後の参考にさせていただきたいと思います。

太田座長 ほかにございませんようでしたら、よろしいですか。

ありがとうございます。続きまして、本部会座長であられる野澤委員から、部会解散についての発言をお願いいたします。

野澤委員 部会座長をしております野澤です。どうぞよろしくをお願いいたします。

本部会は、高校生向けのデジタル形式の教材を作成するとともに、その周知方法等について検討を行う目的で設置されましたところ、おおむねその目的を達成したと考えられることから、本日の協議会における委員皆様の御了解をもちまして本部会を解散したいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

太田座長 ありがとうございます。

それでは、高校生向けデジタル教材企画検討部会から、ただいまのように活動の満了に伴う解散の申出がございました。それに従いまして部会を解散することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本日をもちまして高校生向けデジタル教材企画検討部会を解散することといたします。

以上で議題（１）各種報告については終了とさせていただきます。

引き続き、二つ目の議題に移ります。次の議題は、法教育の普及・促進に向けた令和7年度以降の取組事項についてです。

まず、事務局から令和7年度以降の取組などについて説明していただき、その上で皆様の御意見を頂きたく、御協議をお願いしたいと思います。

それでは、事務局、江原様、お願いいたします。

江原部付 事務局の江原でございます。法教育に関する令和7年度以降の取組事項について説明いたします。

まずは、令和7年度の主な取組事項として3点挙げさせていただきます。なお、これらは飽くまで現時点において事務局が検討している段階のものでございます。

1点目は、法教育教材の作成についてです。先ほど御覧いただきましたが、令和5年度及び令和6年度と高校生向けのデジタルコンテンツの制作を行いました。令和7年度以降も新たな法教育教材を作成していくことを検討しています。一例を挙げますと、これまでの法教育教材は主に小学生、中学生及び高校生向けに作成してきましたが、例えば教職課程の学生向けなど、より一層幅広い世代に訴求対象を拡大することも検討する必要がある

と考えております。また、教材の構成、形式につきましても、既存の法教育教材は学校の授業時間50分程度で使用いただけることを前提として、動画や児童・生徒用のワークシートといった資料を付けておりましたが、より短時間で効率的に法教育を実践できるような、ホームルームなどでも使用いただけるショート動画などの教材も検討しているところでございます。教材作成に当たっては、学校教員や業者等からのヒアリングも実施しながら進めていくよう考えておりますが、教材作成部会の在り方も含め検討する必要があると考えており、今後の法教育教材に求められる機能性等に関して御意見いただければと思います。

2点目は、法教育セミナーについてです。法教育セミナーは、法教育の担い手育成の観点から、法教育教材を活用した具体的な法教育授業の実践方法などの習得や、教育関係者と法曹三者との連携を深めることなどを目的として開催しているものです。令和元年度に開催して以降、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送ったものの、本年度まで開催してまいりました。法教育を普及、推進していくためには、法教育の担い手育成が必要不可欠ではございますが、法教育の重要性が認識されているものの、学校現場においてどのように法教育授業を実施すればいいのか、その実践方法が分からない、法教育授業を行う時間的余裕がないなどという声もあり、また、法教育実践に関する取組についても学校や地域によってばらつきがあり、全国一律に普及しているとは言い切れない現状があることから、このようなセミナーを継続して開催する必要があると考えております。

資料6を御覧ください。本資料は、本年度開催しました法教育セミナーのフライヤーでございます。本セミナーは昨年度まで主に教員向けとして開催しておりましたが、教員になる前段階から法教育に触れてもらうことで、法教育の重要性を認識するとともに、法教育の実践方法や法曹三者とのつながりを感じてもらうことなどを目的として、教職課程の学生を主な対象として開催いたしました。来年度も引き続き法教育セミナーを開催する予定でございますが、法教育の担い手を育成するという本セミナーの目的、趣旨を踏まえ、参加対象やプログラム、開催形式などについて御意見いただければと存じます。

3点目は、小学校における法教育状況実践状況調査の実施についてです。本調査は、学校現場における法教育の実施状況や課題などを把握することで法教育推進の成果を明らかにするとともに、従前の調査結果との比較検証などを通じ、更なる法教育の充実、推進のために有効な方策を検討することを目的としているものです。児童・生徒の発達段階に応じて区別して実施する必要があることから、小学校、中学校、高等学校を対象として、それぞれ実施年度を分けて、かつ一定の間隔を空けて、別々に実施してきました。これまでに、小学校を対象とした同調査は平成24年度及び令和元年度、中学校は平成25年度及び令和3年度、高等学校は平成26年度、平成27年度及び令和4年度と順次実施しております。

資料7と資料8を御覧ください。資料7は、小学校を対象とした直近の調査である令和元年度の報告書、資料8は、本調査全体で直近である高等学校を対象とした令和4年度の報告書です。令和7年度は小学校を対象予定としているところ、前回の調査から期間が空いており、またこの間、新たな学習指導要領の導入やGIGAスクール構想の進行などがあったことから、これらの環境変化による影響などを把握した上で、有効な施策を検討す

るための質問項目等を検討する必要があると考えております。

質問項目については、資料7の82ページ以降と資料8の75ページ以降に記載がございますので、参考にしてください。従前の調査との比較検証のため、例年設けている質問項目もございまして、例えば、外部人材と連携した法教育授業実施の有無、ありの場合はその実施状況、外部人材と連携した法教育授業を実施しなかった理由、法務省作成の法教育教材の利用の有無、前記教材利用ありの場合、その教材とその題材、前記教材利用なしの場合、その理由、法教育を実施するに当たっての課題などは、これまで継続して調査を行っている項目です。質問項目のほか、とりわけ教員の方の負担を軽減する観点などから、調査の実施時期や実施方法等につきましても検討する必要があると考えておりますので、これらの点に関しても御意見いただければと思っております。

そのほか、令和8年度以降にも向けて、法教育に関する取組事項や課題など、広く御意見を頂けますでしょうか。例えば、限られた人、時間、単元の中で授業を行っていかねなければならないという学校現場の負担が大きい中、いかにすれば、現在は多種多様な関係機関が主体となりそれぞれで行っている法教育をコーディネートし、教育機関とも連携しながら、効率的かつ効果的に実施する体制を整えられるかといったことや、多種多様な人種、背景、文化、価値観を持つ人々と共存していく必要がある中で、今法教育に求められている役割がどのようなものなのかなど、委員の皆様方の御意見や御知見も含め、広く御教示、御意見いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

太田座長 ありがとうございます。

それでは、協議に移りたいと思います。ただいまの事務局からの説明を踏まえて、御質問や御意見がございます方は挙手をお願いいたします。オンラインの方は、挙手ボタンでお願いいたします。

高橋委員、お願いいたします。

高橋（文）委員 法教育セミナーの件ですけれども、今の御説明の中で、地域性であったり学校の特色であったりという事情があって全国一律ではないというお話があったんですが、私は地域性があると思っています。ただ、その中でベーシックな法教育の考え方を伝えるためには、東京の開催ではなくて、是非地方での開催も御検討いただきたいと思っております。

以上です。

太田座長 江原様、お願いします。

江原部付 開催地域の選定に当たって、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

太田座長 ありがとうございます。

次に、斎藤委員、お願いいたします。

斎藤委員 ありがとうございます。先ほど調査の話がありました。率直に、まず一つだけ。

来年度はどの校種でやる予定か、予定はございますでしょうか。

太田座長 江原様、お願いいたします。

江原部付 御回答いたします。来年度は小学校を対象とする予定です。

斎藤委員 ありがとうございます。再来年度は中学校になる見込みでしょうか、あるいは全

く決まっていないでしょうか。

太田座長 江原様。

江原部付 御回答いたします。再来年度以降については、現時点では未定でございます。

斎藤委員 ありがとうございます。それでは、来年度の小学校の調査について、少し伺わせてください。

太田座長 お願いします。

斎藤委員 令和元年度の報告書を拝見すると、対象校数が1万校になっています。母数はそれと同程度と考えていいかということが一つ。また、期間として1か月程度回答の期間を設けていただいておりますが、それについては同程度、あるいはそれ以上の期間を設けていただけると有り難いという要望です。最後は、回答するに当たっては、ウェブ回答フォームになっているので、学校が回答したものを直接業者さんにフォームの形で送れるようであれば問題がないですけれども、余り基礎自治体の市町村の教育委員会の手を煩わせないようにしていただけると幸いです。

以上です。

太田座長 江原様。

江原部付 事務局から回答いたします。1点目の母数の件に関しては、現在検討中でございます。2点目の期間に関しましては、例年と同じような期間を想定しているところでありますが、まだ確定はしておりません。3点目の調査方法や結果の収集方法については、今の御意見を参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

太田座長 よろしいでしょうか。

斎藤委員 どうぞよろしく願いいたします。

太田座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御提案等ございますでしょうか。

窪委員、お願いいたします。

窪委員 清瀬市立清瀬第十小学校の窪でございます。よろしくお願いいたします。

私も、実施状況の調査についてです。この調査、大変価値のある調査だと思っています。全国の学校で法教育がどのように取り組まれているのかということデータを明らかにできる、本当に貴重な調査なので、学校現場にいる者として、たくさん調査があつて、回答するのは大変ではあるんですが、こういう価値のある調査には是非御協力したいと思っておりますので、行っていただきたいと思っています。

その点で、実施時期について学校現場からお話しさせていただきますと、前回の調査は令和2年1月10日から2月10日というふうに出ていましたが、もし時期を移せるのであれば、7月から8月、9月をまたぐような時期ですね、7月、8月という時期にさせていただきますと、学校は夏季休業にかかる時期ですので、回答者もかなり心に余裕を持って回答することができます。調査項目も、すぐに回答できないような質問も実はあつて、取組状況を少し調べたりとか、実施状況、実際の学年、学級での状況を聞き取ってから回答しないと正確な答えができないというようなものもあります。実際は管理職ですとか教務主任が回答することが多いと思うんですけれども、そういった教員のゆとりがある時期と考えますと、7月、8月だと思いますので、そういった時期に1か月以上の期間を取って実施していただくと有り難いです。また、実施方法については、先ほどもお話がありまし

たが、直接オンラインで回答できる形式にしていただけると様々な機関の負担も軽減されますので、有り難いです。

以上です。よろしくお願いいたします。

太田座長 ありがとうございます。江原様。

江原部付 ありがとうございます。実施時期及び調査方法について参考にさせていただこうと思います。

太田座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、コメント、御提案等ございますでしょうか。

猪瀬委員、お願いします。

猪瀬委員 猪瀬です。今日の協議事項の中の普及・促進の部分なんですけど、まず二つあります。一つは、現在作っておりますデジタル教材の活用についてと、組織というんですね、そういった体制のお話なんですけど、まず一つ目、このデジタル教材、私は学校で実際にお試し授業なども見させていただいて感じているのは、学校の公民科とか社会科とかという教科だけではなくて、話し合い活動、特活的なとか、あるいはホームルームとか、やはり考え方を大事にする授業に使えるのではないかというふうに思っていますので、先ほど斎藤委員からありましたけれども、やはりちゃんと教科あるいは授業に落とし込んで、しっかりここでできるんだという形にするということの一つの方向性で、そのために作っている部分はあるとは思いますが、それ以外の教科やホームルームなどにも先生方が使えるような、そういった提示の仕方、活用する方法もあっていいのかなと。そしてまた、学校を離れて、先ほど法テラスさんからも、いろいろな活動をされている中で、こういった教材を使った取組があってもいいのかなと、もちろん弁護士会の方に使ってもらっても、司法書士会の方にこれを使ってもらってもいいのかなというふうにも思っていますので、活用に関しては少し幅があっても、この教材を活用する方法はあるのかなというのが一つ。

それからもう一つは、この法教育の普及に関しては、なかなか私も学校から、今は大学におりますけれども、普及に関しては難しい実感がございまして、学校の先生がこの法教育に触れる機会というのがなかなか作れませんので、私が茨城県の教育研修センターに勤めていたときには、初任者研修とか、いわゆる法定研修の中で社会科の先生に法教育の取組を研修センターとしてやってみたことがございますが、やはり機会を増やしていかないと広がっていかないというのをちょっと普及・促進では感じております。また、その研修のために弁護士会、それから裁判所、検察庁にローテーションで講師をお願いして、先生方にお話を頂いたりしたんですが、そのときに、やはり県内の法教育の普及発展のために、法曹三者、それから教育委員会、研修センター担当者が集まるような組織を立ち上げ、研修センターが取りまとめ役になって組織を一つまとめましたが、なかなか私もその後、退職したり、あるいはそのときの指導主事が異動したり、継続的に動いているかということ、若干心もとない状況もございます。ですので、こういった法教育に関して普及のキーになるのは、そういった取りまとめの組織があるといいなというふうにも思っています。司法書士会さんや弁護士会、法テラス、様々な方々の取組をまとめたり、学校へ紹介したり、そういったことができる組織があると、安定的に法教育の普及・促進というのが図れるのではないかなというふうに思っています。

以上でございます。

太田座長 ありがとうございます。事務局の方でコメントがございましたら。

江原部付 学校教材の活用方法並びに普及・推進の方法について、御意見ありがとうございました。貴重な御意見、参考にさせていただこうと思います。ありがとうございます。

太田座長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御提案、コメント等ございましたら。

比嘉委員、お願いいたします。

比嘉委員 日本PTAの比嘉です。教職員課程の方を中心に、いろいろなショート動画を見せているということですが、教職員課程以外の方にこそもっと知ってもらった方が、先生になった後にも、周りの方の理解や協力が得られてよいと思います。

それから法教育セミナーは2日間にわたり1日40名程度で、計80名程度の参加ということですが、これが全国規模で考えたときに、人数の枠が少ないと思ったのですが、そうではなくて適正もしくはこれぐらいの人数ではないとできないまたは後日オンデマンド配信もされることでカバーされているなど、教えてください。

それから、アンケート等を取られているということでした、小学校、中学校、高校で、アンケートを取ったら、アンケートに回答した人たちにもその結果をお知らせするのがよいと思いますが、それはされているのか知りたいと思いました。

最後に、子供に対しての法教育に求められるものは、親として、法律というのは人が幸福であるために必要で身近なものであることを感じさせることだと思います。それが加えられて、はじめて法教育になると思いました。

以上です。

太田座長 ありがとうございます。事務局の江原様。

江原部付 事務局から4点、回答させていただきます。1点目の働きかけの対象という点につきましては、今後の法教育教材等の作成に当たって参考にさせていただこうと思います。

2点目の法教育セミナーなんですが、今年度の法教育セミナーに関しましては、セミナーの中で模擬裁判を実施しておりまして、この模擬裁判の会場が実際の法廷を使用したものになっておりました。その法廷のキャパシティの関係で40名に区切らせていただいたものです。今後の法教育セミナーの規模を考える上で、本日の御意見を参考にさせていただこうと思います。

3点目のアンケートなんですが、何のアンケートを指していらっしゃいますでしょうか。

比嘉委員 資料7、8のところですか。調査に関して、その結果をどのようにお伝えしているのでしょうか。

江原部付 御回答いたします。資料7と8に関しては、実施状況に関する調査の報告書ですので、報告書としてまとめた後に公開をさせていただいております。

最後の、どのような法教育が求められているかについての御意見については、大変貴重な意見を頂きました。ありがとうございました。

以上です。

太田座長 よろしいでしょうか。

比嘉委員 ありがとうございます。

太田座長 ほかに御意見やコメント等ございましたら、お受けしたいと思います。

小貫委員、お願いいたします。

小貫委員 埼玉大学の小貫でございます。2点、意見を言わせていただければと思います。

1点目が、法教育教材の教職の学生向けのを今後検討するというお話があったかなというふうに思っています。是非やっていただきたいというふうに思っていて、とても重要なことだろうなというふうに思っています。それが1点目です。

2点目が、学校の中の法教育もとても大事だし、学校の外の法教育もとても大事だと思っています。中・高交渉コンペディションというものがあるんですね。これは高校生、中学生がネゴシエーションをしていく、そういう大会ですけれども、こういった交渉教育というのが学校の外で今行われています。このような交渉コンペとか交渉教育みたいなものと法教育が両輪で進んでいくというのがとても大事かなと思っております。是非法教育と交渉教育というもののタイアップみたいなものを今後考えていただくと、すごく面白くなるし有意義なものになるかなというふうに思っているところです。

以上です。

太田座長 ありがとうございます。事務局の方で、もし御回答ないしはコメントがございましたら。

江原部付 事務局から御回答いたします。どちらも貴重な御意見、ありがとうございます。今後の参考にさせていただこうと思います。ありがとうございます。

太田座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ありがとうございます。ただいまたくさん頂きました御意見を参考に、今後事務局におきまして検討していただくことにいたします。

本日本日予定していた議題は全て終了いたしました。

委員の皆様から、何かほかにございますでしょうか。お受けしたいと思っております。

ありがとうございます。

奥村官房付 事務局から一言よろしいでしょうか。太田座長、長戸委員におかれましては、本年5月の任期満了をもって本協議会委員を御退任される御意向である由、伺っております。

長戸委員におかれましては、平成26年7月の第36回会議から長きにわたって当協議会委員をお務めいただきました。また、太田座長におかれましては、平成27年に委員に御就任され、その後、令和5年10月の第51回会議で座長に選任されて以降、委員と座長をお務めいただきました。お二方には、これまでの法教育の様々な取組等におきまして一方ならぬお力添えを賜り、当協議会に多大なる御貢献を頂きました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

よろしければ、一言ずつ御挨拶を頂きたく存じます。まずは長戸委員より御挨拶いただければと思っております。

長戸委員 すみません、お時間を頂きまして。約10年、長きにわたり、本当にもう貢献もできず、恐縮しているところでございます。私としては会議に出させてもらって、いろいろインプットというか、本当に非常に興味深いお話をいろいろ聞かせてもらって、大変感謝しております。

やはり今思いますのは、つくづく最近というか、このところ思うのは、ニュースに接していても、法の支配ですね、今、法の支配というのがこれだけ大事なときはないのではな

いかなというのを感じておりました、それはもう国際社会ではもちろん、国際法は法でないとい私、大学のとくに習いました。国際法はいわゆる法ではないんだけどもと、もちろん日本にある憲法、民法や刑法とは違う存在かもしれませんが、でも、やはり社会や生活をよくするために、この法律というのは、やはり国際社会、身近なところを問わず、本当に大切なんだということを実感しておりました、ルールを守るといのはとても大切なんだと。

私は委員先生方、皆様からいろいろ学ばせていただきまして非常に、ルールを守るとい話が出ましたけれども、必ず法教育に関して社説とか記事をたくさん書くとい公約を掲げたんですけれども、まだ十分にできておりませんで、これもきちんとルールを守るといことで、公約を今後も果たしていきたいと思ひます。インプットだけでなく、記者なんですからアウトプットをきちんとしていきたい。そのときにはまたいろいろお世話になると思ひますが、本当にこの法教育の大切さ、法律の重要性、民主主義の社会においてこの法律の重要性といものは、今後もきちんと発信していきたいと思ひます。本当に法務省の方々、先生、どうもありがとうございました。

奥村官房付 長戸委員、温かいお言葉ありがとうございました。

続きまして、太田座長よりお願いいたします。

太田座長 法教育推進協議会では大変貴重な経験をさせていただきまして、また、専門である法社会学にとっても非常に学ぶことの多かつた協議会でありました。また、最後の方は座長として司会をする役割を頂いたんですけれども、幼い頃からそういう仕切るとか、議長とか、座長といのは全く苦手でございます、委員の皆様方にはフラストレーションとか不満を抱かせてしまったのではないかと思ひますので、ここでお礼を申し上げるとともに謝りたいと思ひます。また、事務局の方にはいつもドジをする座長を助けていただいて、本当にありがとうございました。

今後も法社会学的な研究を視野に入れて、法教育とか法曹養成とかを研究していきたいと思っておりますので、これからも皆様にはお目にかかることも多いかと思ひますが、その際には今回の私のふつつかな失敗は忘れて、温かく接していただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

奥村官房付 太田座長、ありがとうございました。

太田座長 それでは、本日はこれで終了とさせていただきます。皆様、本日もありがとうございました。寒いので気を付けてお帰りください。

—了—